

下記の空き家等の所有者又は管理者は、上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成 27 年上越市条例第 113 号）第 11 条第 1 項の規定により、必要な措置をとることを命ぜられています。

令和 8 年 7 月 29 日

上越市長 小 菅 淳 一

1 対象となる空き家等

所在地 上越市本町 6 丁目 1 番 18 号（家屋番号 70 番 1 の 1）

用 途 倉庫（土蔵）

2 措置の内容

- (1) 「1 対象となる空き家等」で示す建築物について、建築物全体を除却すること。
- (2) 当該建築物の内部又は敷地内に存する動産等（焼損物・残置物を含む。）を全部撤去すること。
- (3) 本建築物の除却により発生する廃棄物その他の動産等は、関係法令に従い、適切に処分すること。

3 命ずるに至った事由

- (1) 当該建築物は、火災により焼損したことで残存している柱や建築部材の炭化及び劣化が著しく、崩壊又は飛散をした場合には、近隣住民の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれがある。
- (2) 焼損した建築部材や残置物は、適切な管理が行われていない状態であり、飛散した場合、近隣住民の身体又は健康に危害を及ぼすおそれがあるほか、今後の経過により腐敗の進行や害虫等の発生を招くおそれがある。

(1)及び(2)の状態が条例第 2 条第 2 項の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」及び「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」に該当すると認められるため

4 問合せ先

上越市都市整備部建築住宅課

電話 025－520－5786

5 措置の期限

令和 8 年 9 月 28 日